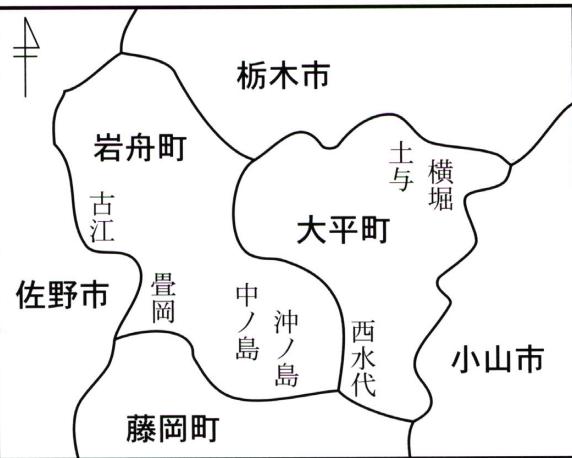


大島治家文書

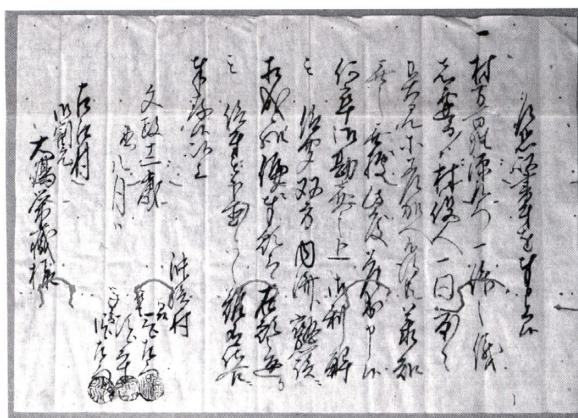
下都賀郡岩舟町古江（ふるえ）の大島治家から五一〇二点の古文書が栃木県立文書館に寄託されています。平成十八年度に栃木県史料所在目録第三六集として文書館が刊行されましたので、この史料について紹介します。

下都賀郡岩舟町古江（ふるえ）の大島堀（ふるえ）のことです、それらの村の村役人から文書には「御割元大島様」等と表記されています。また、高井家の家臣の書簡あるいはそれらの者への大島家からの書簡の控えも、年貢の取りまとめに関するものなどを中心に多数が残されています。

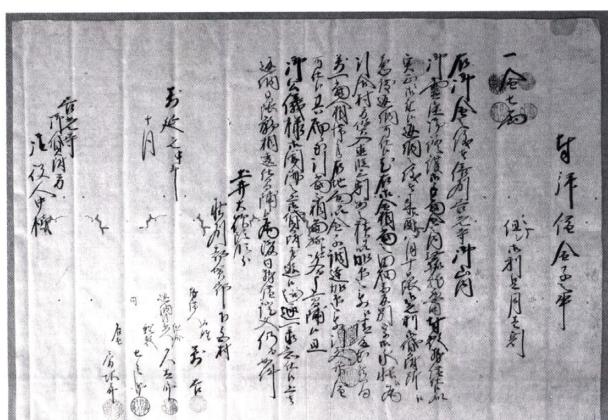


大島家は、江戸時代、下野国安蘇郡に属していた古江村の名主を勤め、また、当地の知行主である旗本高井家の知行所七か村の割元（わりもと）役を勤めてい

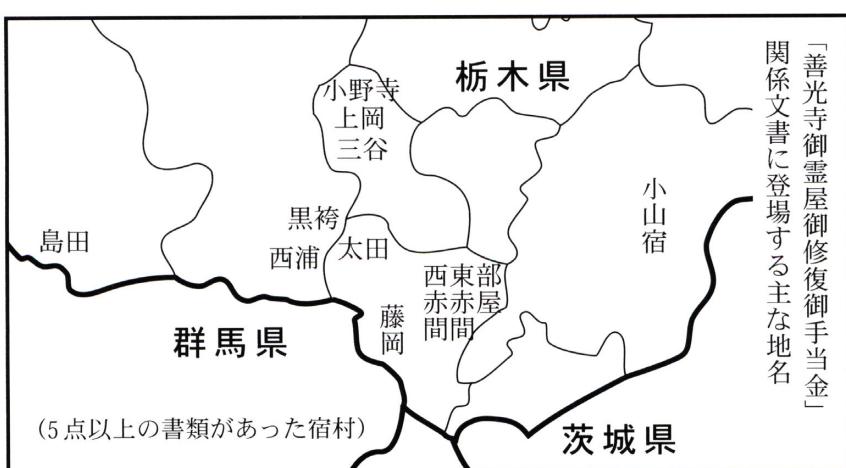
割元は、入会地など、支配下の村々が相互に対立する問題が発生した場合の調整に携わるほか、各村で村役人の手に余



写真① 乍恐以書付を奉申上候 (No. 110)



写真② 奉拝借金子之事 (No. 308)



（佐藤
祥庸）

ました。その七か村とは古江村の他、安蘇郡畠岡村（岩舟町畠岡）、都賀郡中ノ島村（岩舟町和泉）、同沖ノ島村（岩舟町中ノ島和）、同西水代村（大平町西水代）、同土与村（大平町土与）、同横堀村（大平町横堀）のことです、それらの村の村役人から文書には「御割元大島様」等と表記されています。また、高井家の家臣の書簡あるいはそれらの者への大島家からの書簡の控えも、年貢の取りまとめに関するものなどを中心に多数が残されています。

の文書では、村役人の言うことを聞き入れない百姓に、意見したことが述べられています。

る問題が発生した場合にもその解決に関する場合がありました。例えば写真①の文書では、村役人の言うことを聞き入れない百姓に、意見したことが述べられています。

関係文書に登場する地名の分布を見る限りにおいては、かなり広範な金融活動に関わっていたことがうかがえます。

「善光寺御靈屋御修復御手当金」

関係文書に登場する主な地名

しによって復元困難な状態になつていて、大島家がこの活動にどのような形で関与していたかを述べることは、現段階では不可能ですが、左の図に見られるように関係文書に登場する地名の分布を見る限りにおいては、かなり広範な金融活動に